

## 朝霞市バリアフリー工事補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内産業の振興のため、市内の事業者が、自ら運営する店舗等のバリアフリー化工事を市内の施工業者により行う場合に、その工事費の一部を予算の範囲内で補助することに関し、必要な事項を定める。

### (補助対象者等)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 市内で営業する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の中小企業者の代表者（チェーン店及びフランチャイズ店を運営している者を除く。）で、この補助金の交付を受けたことがないもの。ただし、代表者が外国人にあっては、日本国内において就労が認められている在留資格を有すること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令に違反していないこと。

### (補助対象店舗)

第3条 補助金の交付の対象となる店舗等（以下「補助対象店舗」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自ら所有し、自らが市内で営業している店舗等
- (2) 自らが所有し、市内で貸し出している店舗等
- (3) 賃借し、自ら市内で営業している店舗等

2 前項の規定にかかわらず、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業であつて、当該営業の用に供する店舗等は、補助対象店舗としない。

### (補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象店舗に対するバリアフリー化工事で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 店舗等内の工事で、次のいずれかに掲げるもの
  - ア 床の段差解消、横滑り防止又は点字ブロック工事
  - イ 和式便器から洋式便器への交換工事
  - ウ 手すり設置工事
  - エ 通路の拡張工事
  - オ 開き戸から引き戸への交換工事

カ 自動ドアへの交換工事

キ アからカまでに掲げるもののほか、店舗等内のバリアフリー化に資すると市長が認めた工事

- (2) 消費税相当額を合計して工事の額の合計が10万円以上であるもの
- (3) 市内に本社、本店又は事業所を有する施工業者による工事であるもの
- (4) 申請日時点において、当該工事に着手していないもの
- (5) 申請日の属する年度の3月末日までに当該工事が完了するもの  
(補助対象経費)

第5条 補助対象工事の経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条第1号に掲げる工事に要する経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費（第8条第1項に規定する交付決定に係る補助対象経費の額と第10条に規定する完了報告に係る補助対象経費の額に相違があるときは、いずれか低い方の額）に3分の2を乗じて得た額で、1店舗等当たり50万円を限度とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、朝霞市バリアフリー工事補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 施設の位置図
- (2) 施設の平面図
- (3) 施設の工事前の写真
- (4) 工事箇所図
- (5) 工事改修計画図その他改修方法が分かる図書
- (6) 見積書（補助対象工事以外の工事を同時に行う場合は、補助対象工事とそれ以外の工事を区別できるようにしたもの）
- (7) 納税証明書（市長が、市が保有する情報を利用して、申請を行った者の市税の滞納状況を確認することについて同意した場合を除く。）
- (8) 営業に係る許認可証等の写し（第3条第1項第1号又は第3号に該当する場合で、営業を行うに当たり行政庁の許認可等が必要な業種に限る。）
- (9) 賃貸人が申請に係る工事を承認していることが確認できる文書（店舗等が借家であるときに限る。）

（交付決定）

第8条 市長は、前条に基づく申請があったときは、その内容を実地調査等により審査し、朝霞市バリアフリー工事補助金交付決定通知書（様式第2号）又は朝霞市バリアフリー工事補助金交付却下通知書（様式第3号）により当該申請を行った者に通知する。

2 前項の規定により交付決定を受けた者は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはできない。

（申請内容の変更）

第9条 第7条の規定により申請を行った者（以下「申請者」という。）は、当該申請の内容に変更が生じたときは、速やかに朝霞市バリアフリー工事補助金申請内容変更届（様式第4号）を提出するものとする。

（完了報告）

第10条 申請者は、申請に係る工事が完了したときは、朝霞市バリアフリー工事完了報告書（様式第5号）に次の書類を添えて、市長に対し速やかに提出しなければならない。

(1) 工事完了後の写真（申請の際に提出した写真と同じ位置から撮影したもの）

(2) 工事経費の支払を証する書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条に基づく報告があったときは、その内容を確認し、速やかに朝霞市バリアフリー工事補助金確定通知書（様式第6号）を申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 申請者は、前条の規定による通知があったときは、市長に対し速やかに朝霞市バリアフリー工事補助金交付請求書（様式第7号）を提出するものとする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、速やかに当該補助金を申請者に交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の規定による交付決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 本要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、当該取消しを受けた者に対し、朝霞市バリアフリー工事補助金交付決定取消通知書（様式第

8号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、当該取消しを受けた者に対し、期限を定めてその返還を求めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

朝霞市バリアフリー工事補助金交付申請書

朝霞市長宛て

年 月 日

申請者	所在地 (住所)	〒 _____ 電話番号 ( _____ )		
	フリガナ			
	名称 (名前)	印		
施工業者	住所	〒 _____ 電話番号 ( _____ )		
	事業所名			
	代表者名		担当者名	
朝霞市バリアフリー工事補助金交付要綱第7条の規定に基づき、添付書類を付けて補助金の交付を申請します。				
1 交付申請額	_____ 円 …① (②の2/3、上限50万円、1,000円未満切捨て)			
	工事見積額(税込) _____ 円 …②			
2 工事予定期間	年 月 日 ( 曜日 ) ~ 年 月 日 ( 曜日 )			
3 工事の概要 (具体的に)				
4 添付書類	(1) 施設の位置図			
	(2) 平面図(建物見取図など)			
	(3) 工事前写真(工事箇所が分かるもの)			
	(4) 改修内容を明らかにする図書			
	(5) 工事費見積書の写し(申請者宛てに市内施工業者が発行したもの)			
	(6) 許認可等の写し(許認可が必要な業種のみ)			
	(7) 賃貸人の工事承認書(借家の場合のみ)			

※上記申請受理後、産業振興課において申請に係る次の情報を確認します。

また、事業所等に市職員が伺い、工事箇所の確認等を行います。

所在地(住所) 法人名(氏名) 納付状況

なお、上記のことに同意いただけない場合は、納税証明書を添付してください。

日付	確認者

様式第2号（第8条関係）

朝霞市バリアフリー工事補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

朝霞市長



年 月 日付で申請のありました朝霞市バリアフリー工事補助金交付申請につきましては、下記のとおり決定したので通知します。

記

交付金額 金 円

【備考】

- ・ 偽りその他違法、不正な手段を用いたとき又は朝霞市バリアフリー工事補助金交付要綱の規定に違反したときは、本交付決定を取り消します。また、補助金を既に交付した後に、これらのことが明らかになったときは、交付した補助金の返還を請求します。
- ・ 工事完了後、速やかに朝霞市バリアフリー工事完了報告書（様式第5号）に次の関係書類を添付し、提出してください。
  - （1）工事完了写真
  - （2）領収書の写し

様式第3号（第8条関係）

朝霞市バリアフリー工事補助金交付却下通知書

第 号  
年 月 日

様

朝霞市長



年 月 日付で申請のありました朝霞市バリアフリー工事補助金交付申請  
につきましては、下記のとおり却下することとしたので通知します。

記

却下の理由

様式第4号（第9条関係）

朝霞市バリアフリー工事補助金申請内容変更届

年 月 日

朝霞市長 宛

住 所

氏 名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助事業について、下記のとおり変更するので、次のとおり届け出ます。

記

変更の内容（変更前後の補助事業の内容等）



様式第5号（第10条関係）

朝霞市バリアフリー工事完了報告書

年 月 日

朝霞市長 宛

住 所

氏 名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった工事が完了しましたので添付書類を添えて報告します。

様式第6号（第11条関係）

朝霞市バリアフリー工事補助金確定通知書

様

朝霞市長



年 月 日付で交付決定を行った補助金について、その額が下記のとおり確定したので、通知します。

記

確定した補助金の額 金 円

様式第7号（第12条関係）

朝霞市バリアフリー工事補助金交付請求書

年 月 日

朝霞市長 宛

住 所

氏 名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました上記  
補助金の交付を請求します。

記

補助金交付請求金額 金 円

振込先

銀行名	支店名	種別	口座番号
銀行 金庫	支店	当・普	
カ ナ			
名 義 人			

様式第8号（第14条関係）

朝霞市バリアフリー工事補助金交付決定取消通知書

第 年 月 日 号

様

朝霞市長

印

年 月 日付け 第 号で交付決定した上記補助金は、下記の理由により取り消す。

記

交付決定取消し額 金 円

取消し理由